## 別表六の二 (二十三) の記載の仕方

- 1 この明細書は、連結法人が令和2年改正法第16 条の規定による改正前の措置法(以下「令和2年旧 措置法」といいます。)第68条の15の6第1項又 は第2項(給与等の支給額が増加した場合の法人税 額の特別控除)の規定の適用を受ける場合におい て、令和2年改正法第15条の規定による改正前の措 置法第68条の15の2第1項若しくは第2項(地方 活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合 の法人税額の特別控除)又は令和2年旧措置法第 68条の15の2第1項若しくは第2項(地方活力向 上地域等において雇用者の数が増加した場合 の法人税額の特別控除)又は令和2年旧措置法第 68条の15の2第1項若しくは第2項(地方活力向 上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人 税額の特別控除)の規定の適用を受けるときに記載 します。
- なお、この明細書は適用を受ける各連結法人ごと に作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括 弧の中に記載してください。
- 2 「控除対象調整数の計算」及び「個別控除対象調整数の計算」の各欄は、令和2年改正法第15条の規定による改正前の措置法第68条の15の2第2項又は令和2年旧措置法第68条の15の2第2項の規定の適用を受ける場合に記載します。この場合において、「5」、「10」、「21」及び「26」の各欄は、令和2年改正法第15条の規定による改正前の措置法第68条の15の2第1項又は令和2年旧措置法第68条の15の2第1項の規定の適用を受ける場合にのみ記載します。